

上益城5町の新たなごみ処理施設建設

民間事業者による整備・運営の協議に向けて覚書を締結

上益城5町（御船町、益城町、嘉島町、甲佐町、山都町）は10月1日、計画していたごみ処理施設について、熊本県を通じて提案を受けた民間事業者主体による整備・運営について協議するため、廃棄物処理大手の大栄環境（大阪府）と、県内リサイクル大手の石坂グループ（熊本市）の進出企業2社と、蒲島郁夫県知事立ち合いのもと、県庁で覚書を締結しました。

これまでの取り組み

上益城5町は、管内3つのごみ処理施設等の老朽化が進行していたことから、平成27年に施設整備促進協議会を設置し、管内の施設を統合した新たな施設を建設する計画のもと、平成30年5月、御船町上野の古閑原・古閑迫地区を建設用地として決定しました。

その後、自治体主体による整備計画について地元住民説明会や地権者説明会を開催し、5町で構成する上益城広域連合が用地購入を進めてきました。

この間、平成28年熊本地震が被災。その後の5町の財政状況も踏まえ、令和2年には当初計画していた令和7年度施設稼働を先延ばしして、稼働までの期間は熊本市に処理委託する方針を決定していました（広報みふね令和2年5月号掲載）

自治体財政の負担軽減へ

古閑原・古閑迫地区の用地を貸付 施設整備費を負担せず処理を委託

5町は県を通じて提案された事業内容に関し、財政負担軽減や地域経済への一定の効果があると評価しました。

今回締結した覚書では、古閑原・古閑迫地区で進出企業が施設を整備・運営すること、広域連合が用地を造成して進出企業へ貸し付けること、5町が同施設へごみ処理を委託することなどについて協議・検討する内容が確認されました。

▼用地貸付、税収入

5町の当初計画では、ごみ処理施設等（焼却・リサイクル・最終処分場）の整備費として約156億円（用地購入・造成費を除く）を想定していました。今回の提案では、5町が懸案としていた施設整備にかかる財

政負担が不要になり、用地を進出企業に貸し付けることによる収入も見込まれます。

また、御船町には施設の固定資産税収入などが見込まれます。

▼最終処分場の整備は行わない

当初5町では、今回の用地内に埋立処理を行う最終処分場も整備する計画でしたが、進出企業の施設で発生する焼却灰などの埋立ごみは、進出企業によって町外に運ばれて埋立処分されます。（現在上益城郡内に埋立可能な最終処分場はありません。）

このため、5町で計画していた最終処分場については用地内に整備しないこととなります。



県庁で覚書の調印を交わした上益城5町と民間企業2社の代表らと立会人の蒲島知事



御船町上野の用地周辺（東北側から空撮した写真）

住民や環境への配慮 全国モデル施設へ

地域住民の声や環境について協議後に環境アセスメントを実施

家庭・事業者のごみを同時に処理する『資源循環』施設

覚書では、地元の意見等を踏まえて、ごみの搬入方法や周辺環境に配慮した整備・運営、地域の雇用などについて5町と事業者が協議することを確認しました。

一般的に、家庭から排出されるごみは市町村が整備する施設で、事業者が排出するごみは民間処理業者が整備する施設で処理されています。

協議が整えば5町と進出企業と事業者のごみを同一施設で焼却した熱を利用して発電する施設であり、低炭素社会の取組へ貢献する『資源循環型』施設として全国モデルとなること期待されています。

今回検討される施設は、家庭と事業者のごみを同一施設で焼却した熱を利用して発電する施設であり、低炭素社会の取組へ貢献する『資源循環型』施設として全国モデルとなること期待されています。

現在

覚書の締結

協議

基本協定

環境アセスメント

造成・建設

※廃棄物処理施設設置許可、廃棄物処分業許可が必要

環境アセスメント

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、環境にどのような影響をおよぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などからの意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

なぜ家庭と事業所のごみを一緒に処理するの？

家庭ごみ（事業者の一部のごみを含む）は市町村の責任で、事業者のごみは事業者の責任で処理することが法律で定められています。

しかし、近年様々な課題に直面し、今回の提案のように家庭

5町のごみを進出企業の施設で処理する場合は、5町で施設の整備が不要となる他、次のような利点があげられます。

①効率的なエネルギー回収

新たなごみ処理施設は「エネルギー回収施設」ともいわれ、従来燃やすだけだったごみを燃料にして発電することができ『資源循環型』施設です。

今回提案される施設は、5町のごみだけでなく、事業者のご

みを同時に燃焼することでより効率的なエネルギー回収が可能になります。

さらに、将来の少子化・人口減少に伴いごみが減少した場合でも、事業所ごみと一緒に焼却することで効率的にエネルギー回収が可能となります。

②厳しい排出基準の適用

ごみを焼却する炉の中では、ばいじん（微粒子）や排ガスが発生するため、法により排出が規制されています。今回提案されている家庭と事業所のごみを一緒に処理する施設では、最も厳しいダイオキシン類排出基準が適用されるなど、関係法令により厳しい規制のもとで焼却処理されます。

覚書に基づき、5町と進出企業の協議へ

今回の覚書は、進出企業が整備・運営することについて5町と進出企業が協議・検討を開始するという内容です。

今後はこの覚書に基づいて、予想される課題や検討が必要

ごみ処理施設の現状生活の何が変わる？

現在、上益城郡には3つのごみ処理施設と、2つのし尿処理施設があり、埋め立てを行う最終処分場はありません。（管内すべての最終処分場は既に埋め立てが終了しています。）

現在御船町の家庭ごみのほとんどは『御船甲佐クリーンセンター（御船町甲佐町衛生施設組合）』に運ばれて焼却・リサイクルされ、焼却後の灰などは町外の民間施設で再資源化や埋め立てが行われています。

進出企業が計画する施設は焼却やリサイクルなどを行う施設であり、ご家庭での『分別ルール』に従って決められた場所にごみを出すということには変わりはありません。

なお、覚書では、し尿処理施設は今回の予定地に含まれていません。くみ取りにより集められた生活排水などは、現在『環境クリーンセンター（御船地区衛生施設組合）』で処理されていますが、今後の方針は別に協議します。

〇ごみ処理に関する問い合わせ

環境保全課 環境衛生係

284-1604

〇用地に関する問い合わせ

上益城広域連合 施設整備係

200-7199